

高知県立学校の校名に関する検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、「県立高等学校再編振興計画」(平成26年10月策定)の前期実施計画で定めた、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合する新たな中高一貫教育校、須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合する新たな高吾地域拠点校の校名を決定するために、同計画で定めた校名の決定方法である「校名等の取扱については、両校の学校関係者の意見とともに県民の意見も聴取しながら、平成28年度末までに県教育委員会で検討し、決定する」に基づき、校名候補(複数の場合も含む)を決定し、県教育委員会に報告することを目的として「高知県立学校の校名に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新たな中高一貫教育校及び新たな高吾地域拠点校の校名の決定に関する次に掲げる事項について検討・決定する。

- (1) 校名候補(複数の場合も含む)の決定に関すること
- (2) 校名に関する県民への意見の聴き方とその方法等に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員7名で組織する。

(委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 教育関係団体等の代表者

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から校名候補を県教育委員会に報告する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、初回の会議は教育長が、次回以降は会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長が当たる。なお、会長が出席できないときは副会長が代行する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることはできない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議に委員以外の統合校の学校関係者によって組織される団体等の代表者に出席を求め、意見聴取することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他の協力を求めることができる。
- 7 会議は公開とする。ただし、出席した3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局高等学校課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年2月16日から施行する。